

## ．自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本的事項について

### 1．背景と意義

#### 1 - 1 環境性能を考慮した物品調達の必要性と意義

自動車の購入及び賃貸借（以下「購入等」という。）に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や燃料費用の支出等についても適切に判断した上で、契約を締結することが温室効果ガス等の排出抑制の観点等から必要である。調達者側においてこうした環境に配慮した契約を推進することが、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりのために役立つことが期待される。

#### 1 - 2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に自動車の購入等に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

## 2 . 契約方式の解説

### 2 - 1 自動車の購入等に係る契約方式の基本的考え方

本契約方式は、購入等の後にエネルギーを大量に使用する自動車の調達に係る契約に適用するものであり、調達に当たっては、初期価格のみならず、使用に伴い排出される温室効果ガスに関する環境性能（燃費）を総合的に評価する。本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

#### 契約締結の選定基準

- グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、自動車の判断の基準を満足する製品であることが前提条件。
- 価格のほかに価格以外の要素（環境性能）を評価の対象に加えて評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果としてもっとも評価の高い案を提示した者と契約を締結（総合評価落札方式）。

#### 入札時の考慮事項

- 調達時の要求性能等に関しては、必要以上に入札を制限することがないように配慮しつつも、行政目的等が確実に達成できるように適切に勘案し、入札者等に誤解の生じないよう明確に定めること。
- 当分の間、燃料種別ごとに入札条件を設定すること。ただし、ガソリン自動車及びディーゼル自動車であって、発熱量換算燃費値により、同一の燃費基準に係る車両重量区分（以下「同一区分」という。）として比較可能な場合にあってはこの限りではない。
- 具体的な条件については、使用状況を踏まえつつ、調達者において設定すること。

### 2 - 2 対象となる車種の考え方

#### （1）総合評価落札方式の対象車種

当分の間、何らかの基準により燃費が公表されているものに限ることとする。

また、車種等の具体的な条件については、当該自動車を使用する行政目的や使用状況を踏まえつつ、調達者において条件を設定し、その条件の下で選定基準に基づき契約者を選定する。その際、入札の公正な実施を確保するため、排気量、使用目的、要求性能等の入札条件を事前に明確に示す必要がある。

燃料種の異なる自動車については、燃費以外の環境性能について現状では一定の差があること等から、当分の間は同一基準による入札を実施しないことを原則とする。なお、ハイブリッド自動車については、ガソリンにより電気を生み出していることから、行政目的によって特別な条件設定を行わない場合は、ガソリン車と同一に扱うことができることとする。また、ガソリンエンジン及び電気モーターを組み合わせ動力性能が高いことから、排気量は 1

～2クラス程度上のクラスと同等として扱うことが適当である。

なお、本契約方式は、価格と環境性能を総合的に評価する方式であることから、価格面においても相応の競争力を有すること、すなわち、一定程度普及段階にある自動車であることが、本契約方式による入札の前提となることに留意する必要がある。

## (2) 行政目的に応じた調達

電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車等の環境性能に優れた新たな自動車の普及促進、新技術の実証実験の支援といった行政目的を持つ場合は、その目的に対応した条件を設定した調達（当該車種の指定等）が可能である。

また、ガソリン自動車及びディーゼル自動車について、同一区分として比較可能な場合であっても、行政目的や使用用途、想定される走行距離等により、燃料種別ごとに入札条件の設定が必要である場合は、燃料種別ごとの調達の実施を妨げるものではない。

## 2 - 3 総合評価落札方式

### (1) 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、入札価格に係る評価点（入札価格点）のほかに、価格以外の要素に係る評価点（技術点）を評価の対象に加えることで品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価した結果としてもっとも優れた者を落札者として決定する方式である。

自動車の購入等に係る契約において、価格以外の要素として評価する環境性能として、本契約方法にあっては、当分、二酸化炭素排出量の削減とする。

自動車の使用段階における二酸化炭素排出量は、燃料使用量と恒等であり、また、燃料使用量は貨幣換算することができる。このため、自動車の環境性能の評価項目に係る指標は「燃費 (km/l)」とする。

#### ア．評価方式の概要

総合評価落札方式においては、提案の内容は評価指標をもとに得点に換算され、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、もっともコストパフォーマンスの優れた提案を判断する。具体的な評価値は、以下の方法で算定する（式1）。

評価値が最も高い者が落札者

あらかじめ定めた計算方法により提案内容を得点換算

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}} \cdots (\text{式1})$$

たとえば、1万円を1点にするなど入札価格を点数化する

## イ．評価の考え方

本契約で用いる評価方式は、入札説明書等に記載された要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足しているかを判断し、満足している場合には、標準点（＝100点）を与える。さらに、環境性能について標準案の状態を上回る部分に対して、標準点を基準として、評価に応じた加算点を与えるものとする。

具体的な得点は、標準点と加算点の合計とする（式2）。

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点} \quad \dots \text{（式2）}$$

## ウ．標準点と加算点

上記のとおり、要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足している場合の標準点を100点とする。

また、加算点については、行政目的、使用状況等を踏まえ、以下の内容について調達者が適切に設定する必要がある。

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 評価指標 | 燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）   |
| <input type="checkbox"/> 標準点  | 要求要件の水準を満たしている場合の得点  |
| <input type="checkbox"/> 換算方法 | 評価指標を用いて最低限の要求要件を満足する状態を基準（標準点が付与される状態）として環境性能の向上に応じて評価指標の数値に比例して加算点を与える方法 |

## エ．選定方法

本評価方式の場合、クリアすべき最低要件として、  
入札価格が予定価格の制限の範囲内であること  
技術提案が評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること  
その他、行政目的に応じて仕様に記載された事項に合致していること  
があげられる。

上記～を満足するものの中から評価値のもっとも高いものを落札者とする。本方式の評価値を用いた落札者選定のイメージは、図 - 2 - 1 のとおり。

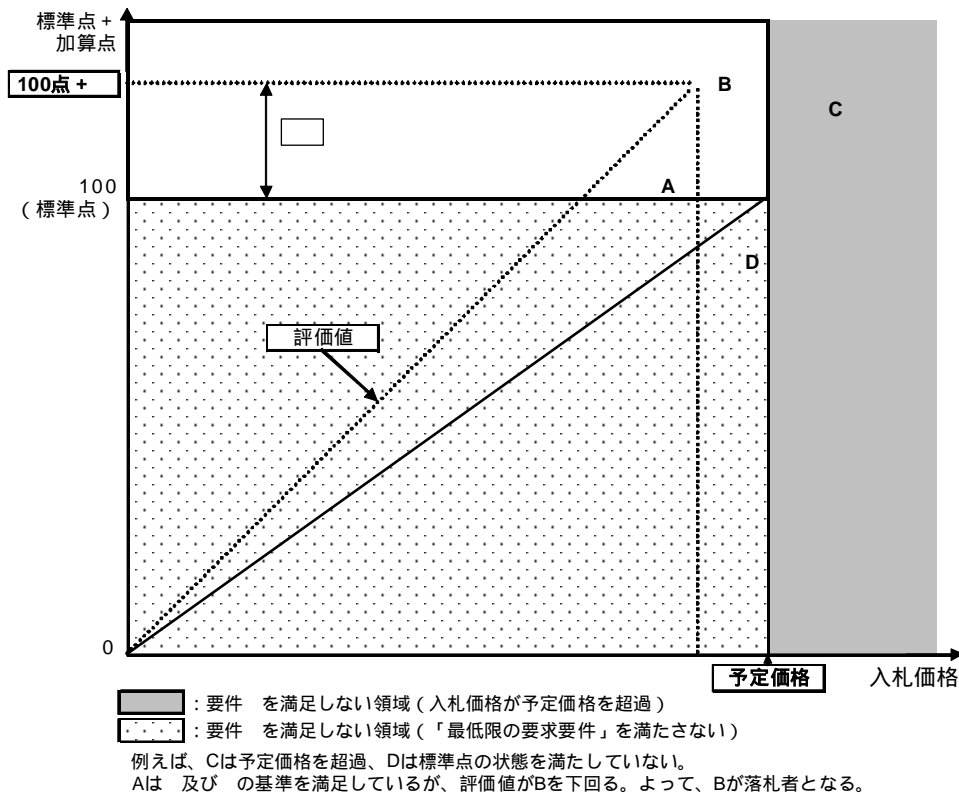


図 - 2 - 1 総合評価落札方式で行う評価値を用いた落札者選定のイメージ

(2) 評価値の算定例(購入の場合)

2,000ccクラスのセダン(3ボックス型)ガソリン自動車の例

以下に、自動車を購入(交換を含む)する場合の具体的な評価値の算定例を示す。算定に当たっては、2,000ccクラス(概ね車両重量 1,196kg 以上 4,5161,311kg 未満)のセダン(3ボックス型)のガソリン乗用車で仮定の例を示すこととする。

試算対象となる自動車の仕様は、表 - 2 - 1 のとおりである。

表 - 2 - 1 試算の対象となる自動車

車名	排気量 <sup>1</sup> (cc)	車両重量 (kg)	燃費(10・15モード) (km/ℓ)	燃費(JC08モード) (km/ℓ) <sup>2</sup>	入札価格 <sup>3</sup> (万円)
A	<u>1,797</u>	<u>1,310</u>	-	<u>32.6</u>	<u>195</u>
B	<u>1,997</u>	<u>1,220</u>	<u>21.5</u>	<u>19.4(JC08換算使用)</u>	<u>175</u>
<u>C<sup>4</sup></u>	<u>1,994</u>	<u>1,290</u>	<u>17.4</u>	<u>15.7(JC08換算使用)</u>	<u>172</u>
D	<u>1,496</u>	<u>1,200</u>	-	<u>23.2</u>	<u>198</u>
E	<u>1,997</u>	<u>1,310</u>	<u>20.0</u>	<u>18.0(JC08換算使用)</u>	<u>181</u>

- 1: 車名 A、D はハイブリッド自動車であり、排気量は 2,000cc クラスに該当しないが、動力性能から 2,000cc クラス同等として扱う。
- 2: JC08 モード燃費を公表していない車名(B・C・E)は 10・15 モードの燃費に 0.9 を乗じて設定している。
- 3: 入札価格は希望小売価格(消費税抜)で設定している(以下の例示において同じ。)
- 4: 車名 C は経過措置の対象車であることから、グリーン購入法の判断の基準を満たしているが、10・15 モード燃費値の JC08 モード換算値が燃費基準値を下回っている。

## ア．目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

例えば、対象のクラスにおけるもっとも燃費効率の良い自動車の燃費を燃費目標値として、加算点を設定すると以下のとおりとなる。この際、加算点の満点については、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合が100%以上である場合は50点とし、改善割合が100%未満である場合は、改善割合を基に最高点を設定する。試算条件は次のとおりとする。

- 燃費基準値：~~41.7~~17.2km/ℓ<sup>1</sup>（JC08モード）<sup>1</sup>
- 燃費目標値：~~29.6~~32.6km/ℓ<sup>1</sup>（同クラスの市販車の最高レベルから設定）
- ガソリン価格：~~125~~136円/ℓ<sup>2</sup>
- 加算点の満点：50点

この場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、32.6 / 17.2 - 1 で約9割となる。そのため、50点の9割の45点を加算の満点とする。加算点は、当該自動車の評価指標において、目標値と基準値の間どの位置にあるのかを評価するものであり、具体的には以下の方法で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{評価指標の提案値} - \text{標準案の値}}{\text{目標状態の値} - \text{標準案の値}} \cdots (\text{式3})$$

自動車の購入等に係る契約における評価指標は燃費である。標準値はグリーン購入法における区分ごとの燃費基準値とし、目標状態を燃費目標値とすると、上式は次のように表される。なお、グリーン購入法の特定調達品目に該当しない車種の場合は、調達仕様を満足する自動車のうち、もっとも燃費値の劣るものを燃費基準値として設定するものとする。

また、グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合であって、複数の車両重量区分にまたがる仕様により調達を実施する場合には、燃費基準値は、もっとも燃費の劣った車両重量区分の数値を分母の燃費基準値に、当該車両の重量区分の数値を分子の燃費基準値に設定し、燃費目標値は、もっとも燃費の改善割合の優れた重量区分の数値を、それぞれ使用するものとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \cdots (\text{式4})$$

上記の式を2,000ccクラスのガソリン乗用車に当てはめ、加算点の満点を50点とすると、

$$\text{加算点} = \underline{5045} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \underline{41.717.2}}{\underline{29.632.6} - \underline{41.717.2}} \cdots (\text{式4})$$

<sup>1</sup> グリーン購入法の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）は資料編の表1～表9を参照。なお、平成24年度以降は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車がすべて対象（二輪自動車を除く。）となっており、総合評価落札方式の評価値の算定方法に係る考え方については、車種や大きさ等によらず同一である。

<sup>2</sup> 燃料価格は、当該地域（都道府県別）の前年度平均価格を使用することを基本とする。本価格は、平成22年度のレギュラーガソリンの全国店頭平均価格である（（財）日本エネルギー経済研究所石油情報センター）。

なお、上記の試算条件から、燃費目標値の自動車を使用した場合は、燃費基準値の自動車を使用した場合と比べて燃料費の削減は約5029万円(  $3,9802,120 \frac{\text{円}}{\text{ℓ}}^3 \times 125136 \frac{\text{円}}{\text{ℓ}} = 5029$  万円) 分となる。

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

車名 A

標準点：100 点      加算点：45 点 × (32.6 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = 45 点      式 4  
得 点：100 点 + 45 点 = 145 点      式 2  
評価値：145 点 / 195 万円 = 0.744      式 1

車名 B

標準点：100 点      加算点：45 点 × (19.4 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = 6.4 点  
得 点：100 点 + 6.4 点 = 106.4 点      評価値：106.4 点 / 175 万円 = 0.608

車名 C

標準点：100 点      加算点：45 点 × (15.7 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = - 4.4 点  
得 点：100 点 - 4.4 点 = 95.6 点      評価値：95.6 点 / 172 万円 = 0.556

車名 D

標準点：100 点      加算点：45 点 × (23.2 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = 17.5 点  
得 点：100 点 + 17.5 点 = 117.5 点      評価値：117.5 点 / 198 万円 = 0.593

車名 E

標準点：100 点      加算点：45 点 × (18.0 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = 2.3 点  
得 点：100 点 + 2.3 点 = 102.3 点      評価値：102.3 点 / 181 万円 = 0.565

評価値は、A > B > D > E > C となり、評価値がもっとも高い車名 A を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格のみの順位では 4 番目のものが選定された。

イ．燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

以下に、標準点及び加算点の具体的な設定例について示す。

【例：2,000cc クラスのセダン（3 ボックス型）ガソリン乗用車の場合】

設定項目	設定内容
評価指標	燃費（燃料 1 ℓ 当たりの走行距離）
標準点	燃費基準値 $11.717.2 \text{ km} / \text{ℓ}$ （JC08 モード）

<sup>3</sup> 平成 17 年度において公用車で使用した燃料のうち、ガソリン自動車の燃料使用量は 23,386kl、同年度のガソリン自動車の保有台数は 24,087 台（政府実行計画による平成 17 年度実績値（平成 18 年 10 月））からガソリン自動車 1 台当たりの年間燃料使用量は 971 ℓ であり、燃費基準値（11.7km/ℓ）を乗じて年間走行距離を約 11,000km、供用期間 7 年として算定した。現在の年間走行距離についても同様の 11,000km として燃費基準値（17.2km/ℓ）から算定した年間燃料使用量は 640 ℓ、燃費目標値（32.6km/ℓ）から算定した年間燃料使用量は 337 ℓとなる。

換算方法	燃費 1km/ℓについて加算点 <u>2.53</u> 点 (JC08 モード) とする。
------	---

評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定  
グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足  
する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満  
たす自動車 (JC08 モード燃費換算基準値 11.717.2km/ℓ) に標準点 100 点を付与す  
る<sup>4</sup>

燃費 (燃料 1 ℓ当たりの走行距離) 1km/ℓについて加算点を設定

まず、加算点の仮の満点について設定する。この際、燃費基準値に対して、同ク  
ラスでもっとも燃費効率の良い自動車の燃費の改善割合が 100%以上である場合  
は 50 点とし、改善割合が 100%未満である場合は、改善割合を基に仮の最高点を  
5 点刻み程度の適当な得点で設定する。その上で、もっとも燃費効率の良い自動  
車が仮の最高点程度になるよう燃費 1km/ℓ当たりの得点を設定するものとする。  
例えば、上記のような場合、最高レベルの燃費が 29.632.6 km/ℓであるから、燃  
費基準値 (11.717.2km/ℓ) に対して 400-約 90%以上の改善となり、仮の最高点  
は 5045 点とする。燃費 1km/ℓにつき 2.5 点あるいは 3 点と設定すれば最高レベ  
ルの 29.632.6km/ℓの得点が  $(29.632.6 - 11.717.2) \times 2.53 = 44.7546.2$  点あるいは  
 $-(29.6 - 11.7) \times 3 = 53.7$  点となる。このため、50 点を超えない範囲での適切な値  
としてを設定することから、1km/ℓ当たり 2.53 点とする。

仮定の場合、燃費 1km/ℓ当たり加算点 2.53 点から、評価値を算定すると以下のとおり  
となる。

車名 A

得点: 100 点 + (32.6 - 17.2) × 3 点 = 146.2 点

評価値: 146.2 点 / 195 万円 = 0.750 式 1

車名 B

得点: 100 点 + (19.4 - 17.2) × 3 点 = 106.6 点

評価値: 106.6 点 / 175 万円 = 0.609

車名 C

得点: 100 点 + (15.7 - 17.2) × 3 点 = 95.5 点

評価値: 95.5 点 / 172 万円 = 0.555

車名 D

得点: 100 点 + (23.3 - 17.2) × 3 点 = 118 点

評価値: 118 点 / 198 万円 = 0.596

<sup>4</sup> グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、自動車の判断の基準を満足する製品であることが前提条件で  
ある。2,000cc クラスのセダン (3 ボックス型) のガソリン乗用車の車両重量を 1,2661.196kg 以上 1,5141.311kg 未  
満と想定し、燃費基準値 11.717.2km/ℓを満たす自動車に一律 100 点を与える。



### 車名 E

得点:  $100 \text{点} + (18.0 - 17.2) \times 3 \text{点} = 102.4 \text{点}$

評価値:  $102.4 \text{点} / 181 \text{万円} = 0.566$

評価値は、D>A>B>C>EA>B>D>E>C となり、評価値がもっとも高い車名 DA を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格のみの順位では 4 番目のものが選択された。

### 4,500~~1,300~~cc 前後のクラスのハッチバック(2ボックス型)ガソリン自動車の例

2,000cc クラスに続き、4,500~~1,300~~cc 前後のクラス(概ね車両重量 4,046~~971~~kg 以上 4,266~~1,081~~kg 未満)のハッチバック(2ボックス型)ガソリン乗用車の仮定の算定例を示す。試算対象となる自動車の仕様は表 - 2 - 2 のとおりである。

表 - 2 - 2 試算の対象となる自動車

車名	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	燃費(10・15モード) (km/ℓ)	燃費(JC08モード) (km/ℓ) <sup>1</sup>	入札価格 (万円)
A	<u>1,329</u>	<u>1,000</u>	-	<u>21.8</u>	<u>129</u>
B	<u>1,339</u>	<u>1,010</u>	-	<u>20.6</u>	<u>129</u>
C	<u>1,298</u>	<u>1,010</u>	-	<u>25.0</u>	<u>133</u>
D <sup>2</sup>	<u>1,265</u>	<u>1,000</u>	<u>22.5</u>	<u>20.3(JC08換算使用)</u>	<u>117</u>
E	<u>1,242</u>	<u>1,000</u>	-	<u>21.8</u>	<u>128</u>
F <sup>2</sup>	<u>1,332</u>	<u>1,020</u>	<u>20.0</u>	<u>18.0(JC08換算使用)</u>	<u>121</u>
G	<u>1,329</u>	<u>990</u>	-	<u>20.6</u>	<u>123</u>

1: JC08 モード燃費を公表していない車名 (B・C・E・F・GD 及び F) は 10・15 モードの燃費に 0.9 を乗じて設定している。

2: 車名 D 及び車名 F は経過措置の対象車であることから、グリーン購入法の判断の基準を満たしているが、10・15 モード燃費値の JC08 モード換算値が燃費基準値を下回っている。

### ア. 目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

この場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、47.5~~25.0~~ / 44.4~~20.5~~ - 1 で約 2 割となる。そのため、50 点の 2 割の 10 点を加算の満点とする。この前提で、加算点を設定すると以下のとおりとなる。試算条件は次のとおりとする。

- 燃費基準値: 44.4~~20.5~~km/ℓ (JC08 モード)<sup>5</sup>
- 燃費目標値: 47.5~~25.0~~km/ℓ (同クラスの市販車の最高レベルから設定)
- ガソリン価格: 425~~136~~円/ℓ
- 加算点の満点: 10 点

2,000cc クラスと同様に考え、

<sup>5</sup> グリーン購入法のガソリン乗用車に係る 10・15 モードの燃費基準値 16.0km/ℓ (車両重量 4,266~~971~~kg 以上 4,546~~1,081~~kg 未満の判断の基準)。から換算

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$\text{加算点} = 10 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \underline{14.420.5}}{\underline{17.525.0} - \underline{14.420.5}}$$

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

車名 A

標準点：100点      加算点：10点 × (21.8 - 20.5) / (25.0 - 20.5) = 2.9点  
得点：100点 + 2.9点 = 102.9点      評価値：103.5点 / 129万円 = **0.798**

車名 B

標準点：100点      加算点：10点 × (20.6 - 20.5) / (25.0 - 20.5) = 0.2点  
得点：100点 + 0.2点 = 100.2点      評価値：100.2点 / 129万円 = **0.777**

車名 C

標準点：100点      加算点：10点 × (25.0 - 20.5) / (25.0 - 20.5) = 10点  
得点：100点 + 10点 = 110点      評価値：110点 / 133万円 = **0.827**

車名 D

標準点：100点      加算点：10点 × (20.3 - 20.5) / (25.0 - 20.5) = -0.4点  
得点：100点 - 0.4点 = 99.6点      評価値：99.6点 / 122万円 = **0.816**

車名 E

標準点：100点      加算点：10点 × (21.8 - 20.5) / (25.0 - 20.5) = 2.9点  
得点：100点 + 2.9点 = 102.9点      評価値：102.9点 / 128万円 = **0.804**

車名 F

標準点：100点      加算点：10点 × (18.0 - 20.5) / (25.0 - 20.5) = -5.6点  
得点：100点 - 5.6点 = 94.4点      評価値：94.4点 / 121万円 = **0.780**

車名 G

標準点：100点      加算点：10点 × (20.6 - 20.5) / (25.0 - 20.5) = 0.2点  
得点：100点 + 0.2点 = 100.2点      評価値：100.2点 / 123万円 = **0.815**

評価値は、G>F>C>A>B>D>E<C>D>G>E>A>F>Bとなり、評価値がもっとも高い車名 GC を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、したが、入札価格がもっとも低い高いが、燃費がもっとも優れたものが選択された。

イ．燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

【例：4,5001,300cc 前後のクラスのハッチバック(2ボックス型)ガソリン乗用車の場合】

設定項目	設定内容
評価指標	燃費(燃料1ℓ当たりの走行距離)
標準点	燃費基準値 <u>14.420.5</u> km/ℓ (JC08 モード)
換算方法	燃費 1km/ℓについて加算点 <u>32</u> 点 (JC08 モード) とする。

評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定  
グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足  
する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満  
たす自動車 (JC08 モード燃費換算の基準値 14.420.5km/ℓ) に標準点 100 点を付与  
する。

燃費 (燃料 1 ℓ 当たりの走行距離) 1km/ℓ について加算点を設定  
要求水準を満たした場合を 0 点とし、最高水準の場合が 50 点以下になる範囲で  
適当な値を設定する (簡単化のため最高得点の設定は 5 点刻みとする)。具体的  
には、最高レベルの燃費 (17.5-25.0km/ℓ) の市販車が燃費基準値 (14.420.5km/  
ℓ) と比較して約 2 割効率が良くなるため  $( (17.5-25.0\text{km}/\ell - 14.420.5\text{km}/\ell) / 14.420.5\text{km}/\ell = 0.22)$ 、仮の最高点を 10 点 ( $50 \times 0.2$ ) とする。燃費目標値の  
自動車に加算点 10 点を与えることとし、燃費 1km/ℓ 当たりの得点を設定すると  
3.22.2 となることから、このクラスでは燃費 1km/ℓ につき 32点と設定する。

仮定の場合、燃費 1km/ℓ 当たり加算点 32 点から、評価値を算定すると以下のとおりと  
なる。

車名 A

得点: 100 点 + (21.8 - 20.5) × 2 点 = 103.3 点

評価値: 103.3 点 / 129 万円 = 0.801

車名 B

得点: 100 点 + (20.6 - 20.5) × 2 点 = 100.2 点

評価値: 100.2 点 / 129 万円 = 0.777

車名 C

得点: 100 点 + (25.0 - 20.5) × 2 点 = 109 点

評価値: 109 点 / 133 万円 = 0.820

車名 D

得点: 100 点 + (20.3 - 20.5) × 2 点 = 99.4 点

評価値: 99.4 点 / 122 万円 = 0.8148

車名 E

得点: 100 点 + (21.8 - 20.5) × 2 点 = 102.6 点

評価値：102.6点 / 128万円 = **0.802**

車名 F

得点：100点 + (18.0 - 20.5) × 2点 = 95点

評価値：95点 / 121万円 = **0.785**

車名 G

得点：100点 + (20.6 - 20.5) × 2点 = 100.2点

評価値：100.2点 / 123万円 = **0.8146**

評価値は、G>F>C>A>B>D>E<D>G>E>A>F>Bとなり、評価値がもっとも高い車名 **GC** を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点したがすることにより、入札価格がもっとも低い高いが、燃費がもっとも優れたものが選択された。

### ガソリン乗用自動車（軽自動車）の例

ガソリン軽乗用車（排気量 660cc 以下）の仮定の算定例を示す。

試算対象となる自動車の仕様は表 - 2 - 3 のとおりである。

表 - 2 - 3 試算の対象となる自動車

車名	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	燃費（10・15モード） (km/ℓ)	燃費（JC08モード） (km/ℓ) <sup>1</sup>	入札価格 (万円)
A	658	810	27.0	24.3(JC08 換算使用)	108
B	658	800	-	22.8	116
C	658	830	24.0	21.6(JC08 換算使用)	111
D	658	790	-	27.0	116
E <sup>2</sup>	658	830	23.0	20.7 (JC08 換算使用)	107
F	658	850	-	22.4	117

1：JC08モード燃費を公表していない車名（A・C・E）は10・15モードの燃費に0.9を乗じて設定している。

2：車名Eは経過措置の対象車であることから、グリーン購入法の判断の基準を満たしているが、10・15モード燃費値のJC08モード換算値が燃費基準値を下回っている。

#### ア．目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

この場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、27.0 / 21.0 - 1 で約3割となる。そのため、50点の3割の15点を加算の満点とする。この前提で、加算点を設定すると以下のとおりとなる。試算条件は次のとおりとする。

- 燃費基準値：21.0km/ℓ（JC08モード）<sup>6</sup>
- 燃費目標値：27.0 km/ℓ（同クラスの市販車の最高レベルから設定）
- ガソリン価格：136円/ℓ

<sup>6</sup> グリーン購入法のガソリン乗用車に係る ~~10・15~~JC08モードの燃費基準 ~~16.0~~21.0km/ℓ（車両重量 ~~1,266~~741kg 以上 ~~1,516~~856kg 未満の判断の基準）。から換算

□ 加算点の満点：15点

2,000cc クラス等と同様に考え、

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$\text{加算点} = 15 \times \frac{\text{提案車の燃費} - 21.0}{27.0 - 21.0}$$

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

車名 A

$$\text{標準点：100点} \quad \text{加算点：15点} \times (24.3 - 21.0) / (27.0 - 21.0) = 8.3 \text{点}$$

$$\text{得点：100点} + 8.3 \text{点} = 108.3 \text{点} \quad \text{評価値：108.3点} / 108 \text{万円} = \mathbf{1.003}$$

車名 B

$$\text{標準点：100点} \quad \text{加算点：15点} \times (22.8 - 21.0) / (27.0 - 21.0) = 4.5 \text{点}$$

$$\text{得点：100点} + 4.5 \text{点} = 104.5 \text{点} \quad \text{評価値：104.5点} / 116 \text{万円} = \mathbf{0.901}$$

車名 C

$$\text{標準点：100点} \quad \text{加算点：15点} \times (21.6 - 21.0) / (27.0 - 21.0) = 1.5 \text{点}$$

$$\text{得点：100点} + 1.5 \text{点} = 101.5 \text{点} \quad \text{評価値：101.5点} / 111 \text{万円} = \mathbf{0.914}$$

車名 D

$$\text{標準点：100点} \quad \text{加算点：15点} \times (27.0 - 21.0) / (27.0 - 21.0) = 15 \text{点}$$

$$\text{得点：100点} + 15 \text{点} = 115 \text{点} \quad \text{評価値：115点} / 116 \text{万円} = \mathbf{0.991}$$

車名 E

$$\text{標準点：100点} \quad \text{加算点：15点} \times (20.7 - 21.0) / (27.0 - 21.0) = -0.8 \text{点}$$

$$\text{得点：100点} - 0.8 \text{点} = 99.2 \text{点} \quad \text{評価値：99.2点} / 107 \text{万円} = \mathbf{0.927}$$

車名 F

$$\text{標準点：100点} \quad \text{加算点：15点} \times (22.4 - 21.0) / (27.0 - 21.0) = 3.5 \text{点}$$

$$\text{得点：100点} + 3.5 \text{点} = 103.5 \text{点} \quad \text{評価値：103.5点} / 117 \text{万円} = \mathbf{0.885}$$

評価値は、A > D > E > C > B > F となり、評価値がもっとも高い車名 A を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格順位、燃費順位ともに 2 番目のものが選択された。

イ．燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

【例：ガソリン軽乗用車（排気量 660cc 以下）の場合】

<u>設定項目</u>	<u>設定内容</u>
<u>評価指標</u>	<u>燃費（燃料 1ℓ当たりの走行距離）</u>
<u>標準点</u>	<u>燃費基準値 21.0km/ℓ（JC08 モード）</u>
<u>換算方法</u>	<u>燃費 1km/ℓについて加算点 3 点（JC08 モード）とする。</u>

評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定  
グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足  
する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満  
たす自動車（JC08 モード燃費基準値 21.0km/ℓ）に標準点 100 点を付与する。  
燃費（燃料 1ℓ当たりの走行距離）1km/ℓについて加算点を設定  
要求水準を満たした場合を 0 点とし、最高水準の場合が 50 点以下になる範囲で  
適当な値を設定する（簡単化のため最高得点の設定は 5 点刻みとする）。具体的  
には、最高レベルの燃費（27.0km/ℓ）の市販車が燃費基準値（21.0km/ℓ）と比  
較して約 3 割効率が良くなるため（ $(27.0\text{km}/\ell - 21.0\text{km}/\ell) / 21.0\text{km}/\ell = 0.29$ ）  
仮の最高点を 15 点（ $50 \times 0.3$ ）とする。燃費目標値の自動車に加算点 15 点を与  
えることとし、燃費 1km/ℓ当たりの得点を設定すると 2.5 となることから、この  
クラスでは燃費 1km/ℓにつき 2.5 点と設定する。

仮定の場合、燃費 1km/ℓ当たり加算点 2.5 点から、評価値を算定すると以下のとおりと  
なる。

車名 A

得点：100 点 + (24.3 - 21.0) × 2.5 点 = 108.3 点

評価値：108.3 点 / 108 万円 = **1.002**

車名 B

得点：100 点 + (22.8 - 21.0) × 2.5 点 = 104.5 点

評価値：104.5 点 / 116 万円 = **0.901**

車名 C

得点：100 点 + (21.6 - 21.0) × 2.5 点 = 101.5 点

評価値：101.5 点 / 111 万円 = **0.914**

車名 D

得点：100 点 + (27.0 - 21.0) × 2.5 点 = 115 点

評価値：115 点 / 116 万円 = **0.991**

車名 E

得点：100 点 + (20.7 - 21.0) × 2.5 点 = 99.2 点

評価値：99.2 点 / 107 万円 = **0.927**

### 車名 F

得点:  $100 \text{点} + (22.4 - 21.0) \times 2.5 \text{点} = 103.5 \text{点}$

評価値:  $103.5 \text{点} / 117 \text{万円} = 0.885$

評価値は、 $A > D > E > C > B > F$  となり、評価値がもっとも高い車名 A を提案した者と契約を結ぶことになる。燃費  $1\text{km/リットル}$  当たり加算点 2.5 点は、結果として上記 A と同じであり、入札価格順位、燃費順位ともに 2 番目のものが選択された。

### 2,000cc クラスの多目的ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一に扱う例

以下に、ガソリン自動車とディーゼル自動車を発熱量換算燃費値により比較可能であって、調達者が同一区分として扱うことが適当であると判断した場合の具体的な評価値の算定例を示す。算定に当たっては、2,000cc クラス(概ね車両重量  $1,546\text{kg}$  以上  $1,766\text{kg}$  未満及び  $1,651\text{kg}$  以上  $1,761\text{kg}$  未満)の多目的ガソリン乗用車及びディーゼル自動車で仮定の例を示すこととする。

試算対象となる自動車の仕様は、表 - 2 - 34 のとおりである。

表 - 2 - 34 試算の対象となる自動車

車名	排気量 <sup>1</sup> (cc)	車両重量 (kg)	燃費 (10・15 モード) (km/リットル)	燃費 (JC08 モード) (km/リットル) <sup>2、3</sup>	入札価格 (万円)
A	1,998	1,550	-	13.2	263
B	2,362	1,570	13.2	11.9(JC08 換算使用)	277
C	1,997	1,590	13.4	12.0(JC08 換算使用)	282
D	1,994	1,540	13.1	11.8(JC08 換算使用)	273
E	1,995	1,660	-	12.9	294
F	2,354	1,610	13.2	11.9(JC08 換算使用)	279

1: 車名 B 及び車名 F は排気量が 2,000cc を超えるが、比較のために 2,000cc クラス同等として扱う。

2: JC08 モード燃費を公表していない車名 (A・B・C・D・F) はガソリン自動車であり、10・15 モードの燃費に 0.9 を乗じて設定している。

3: 車名 A はガソリン自動車である。また、車名 E はディーゼル自動車であり、JC08 モードの燃費を 1.1 で除して設定している。

4: 車名 B、車名 C、車名 D 及び車名 F は経過措置の対象車であることから、グリーン購入法の判断の基準を満たしているが、10・15 モード燃費値の JC08 モード換算値が燃費基準値を下回っている。

### ア. 目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

対象となるクラスの燃費基準値は車名 E が  $9.512.2\text{km/リットル}$ 、車名 E 以外が  $13.2\text{km/リットル}$  (JC08 モード)<sup>7</sup>である。このため、もっとも燃費効率の良い自動車 (車名 E) の燃費が燃費目標値の場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は  $12.9 / 9.512.2 - 1$  で  $366\%$ となる。

<sup>7</sup> グリーン購入法のガソリン乗用車に係る 10・15 モードの燃費基準値はそれぞれ  $10.513.2\text{km/リットル}$  (車両重量  $1,546\text{kg}$  以上  $1,766\text{kg}$  未満の判断の基準) から換算、 $12.2\text{km/リットル}$  (車両重量  $1,651\text{kg}$  以上  $1,761\text{kg}$  未満の判断の基準) である。

そのため、50 点の 36% の 183 点を加算点の満点とする。

前記の 2,000cc クラス、1,500cc と同様に考え、本試算は、複数の車両重量区分にまたがる仕様により調達を実施する場合に当たることから、燃費基準値を車名 E と車名 E 以外に分けて加算点を算定する必要がある。以下の式は、車名 E 以外の場合の例である。また、分母の燃費基準値には、もっとも燃費効率の良い自動車（車名 E）の車両重量区分の燃費基準値を、分子の燃費基準値には、当該車両の重量区分に対応する燃費基準値をそれぞれ設定する。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$\text{加算点} = \quad \underline{183} \quad \times \frac{\text{提案車の燃費} - \underline{9.513.2}}{12.9 - \underline{9.512.2}}$$

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

#### 車名 A

標準点：100 点      加算点：3 点 × (13.2 - 13.2) / (12.9 - 12.2) = 0 点  
得点：100 点 + 0 点 = 100 点      評価値：100 点 / 263 万円 = **0.380**

#### 車名 B

標準点：100 点      加算点：3 点 × (11.9 - 13.2) / (12.9 - 12.2) = - 3.9 点  
得点：100 点 - 3.9 点 = 96.1 点      評価値：96.1 点 / 277 万円 = **0.347**

#### 車名 C

標準点：100 点      加算点：3 点 × (12.0 - 13.2) / (12.9 - 12.2) = - 3.6 点  
得点：100 点 - 3.6 点 = 96.4 点      評価値：96.4 点 / 282 万円 = **0.342**

#### 車名 D

標準点：100 点      加算点：3 点 × (11.8 - 13.2) / (12.9 - 12.2) = - 4.2 点  
得点：100 点 - 4.2 点 = 95.8 点      評価値：95.8 点 / 273 万円 = **0.351**

#### 車名 E

標準点：100 点      加算点：3 点 × (12.9 - 12.2) / (12.9 - 12.2) = 3 点  
得点：100 点 + 3 点 = 103 点      評価値：103 点 / 294 万円 = **0.350**

#### 車名 F

標準点：100 点      加算点：3 点 × (11.9 - 13.2) / (12.9 - 12.2) = - 3.9 点  
得点：100 点 - 3.9 点 = 96.1 点      評価値：96.1 点 / 279 万円 = **0.344**

評価値は、D > C > E > F > B > A > D > E > B > F > C となり、評価値がもっとも高い車名 DA を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点したが 2 番目に高く、入札価格がもっとも低いものが選択された。

なお、もっとも燃費の優れた車名 E は、入札価格点が 294 点で第 6 位となっているが、



環境性能を加点した結果、評価値が0.404351と第3位となっている。

#### イ．燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

以下に、標準点及び加算点の具体的な設定例について示す。

【例：2,000ccクラスの多目的ガソリン自動車とディーゼル自動車の場合】

設定項目	設定内容
評価指標	燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）
標準点	燃費基準値9.5km/ℓ（JC08モード）
換算方法	燃費1km/ℓについて加算点6点（JC08モード）とする。

評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定  
グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足  
する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満  
たす自動車（JC08モード燃費換算の基準値9.5km/ℓ）に標準点100点を付与する  
燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）1km/ℓについて加算点を設定  
要求水準を満たした場合を0点とし、最高水準の場合が50点以下になる範囲で  
適当な値を設定する（簡単化のため最高得点の設定は5点刻みとする）。具体的  
には、最高レベルの燃費（12.9km/ℓ）の市販車が燃費基準値（9.5km/ℓ）と比  
較して36%効率が良くなるため（ $(12.9\text{km}/\ell - 9.5\text{km}/\ell) / 9.5\text{km}/\ell = 0.36$ ）、  
仮の最高点を20点（ $50 \times 0.4$ ）とする。燃費目標値の自動車に加算点20点を与  
えることとし、燃費1km/ℓ当たりの得点を設定すると5.9となることから、この  
クラスでは燃費1km/ℓにつき6点と設定する。

仮定の場合、燃費1km/ℓ当たり加算点6点から、評価値を算定すると以下のとおりとな  
る。

#### 一車名A

得点：100点 + (11.2 - 9.5) × 6点 = 110.2点

評価値：110.2点 / 278万円 = 0.396 式1

#### 一車名B

得点：100点 + (11.3 - 9.5) × 6点 = 110.8点

評価値：110.8点 / 279万円 = 0.397

#### 一車名C

得点：100点 + (11.9 - 9.5) × 6点 = 114.4点

評価値：114.4点 / 274万円 = 0.418

#### 一車名D

得点：100点 + (11.0 - 9.5) × 6点 = 109.0点

評価値：109.0点 / 260万円 = 0.419

~~—車名E~~

~~得点：100点 + (12.9 - 9.5) × 6点 = 120.4点~~

~~評価値：120.4点 / 294万円 = 0.410~~

~~—車名F~~

~~得点：100点 + (10.4 - 9.5) × 6点 = 105.4点~~

~~評価値：105.4点 / 262万円 = 0.402~~

~~評価値は、D > C > E > F > B > Aとなり、評価値がもっとも高い車名Dを提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点したが、入札価格がもっとも低いものが選択された。~~

### (3) 評価値の算定例(賃貸借の場合)

自動車の賃貸借においても、上記(2)の購入に係る評価方式と同様の総合評価落札方式を適用することとする。ただし、賃貸借の場合は、契約期間(=供用期間)の長短に応じて、使用段階における環境負荷が増減することから、加算点の満点を賃貸借の契約期間に応じて変更する必要がある。具体的には、上記(2)の2,000ccクラスの例においては、購入後の供用期間が7年間で加算点の満点を50点としているところであるが、例えば賃貸借の契約期間が3年の場合は3/7を、5年の場合は5/7を乗じることとする。

なお、契約期間が3年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さく、加算点の満点が低い場合など、評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、調達者の判断により、必ずしも本方式を適用しないものとする。

#### 保守業務等を含めた賃貸借契約の考え方

自動車に係る賃貸借契約は、車両の点検等の保守業務等を含めた、いわゆるメンテナンスリース契約を締結<sup>8</sup>するケースが多くあり、この場合、自動車本体価格(諸費用を含む)に加え、保守業務等費用を合わせた契約となる。保守業務等が適切に実施されることにより一定の燃費性能の維持・向上効果が見込まれる。そのため、保守業務等の適切な評価体制が構築済または構築が可能な場合は、調達者の判断により、契約に含める保守業務等の内容に応じて、加算点に保守業務等で得られる環境性能を加えることができるものとする。

$$\text{環境性能} = \text{燃費} + \text{保守業務等}$$

なお、保守業務等に係る環境性能の加算点は、燃費の加算点の満点の2割程度(例えば燃費の加算点の満点が50点の場合は保守業務等の満点は10点)が適当と考えられる。

一般的なメンテナンスリース契約に含まれる保守業務等としては、継続車検、法定点検、法定点検以外の点検、タイヤ、バッテリー、エンジンオイル等の消耗品の交換等が対象となる。これらの項目の中から、適切に評価項目を選定する必要がある。なお、継続車検及び法定点検については、道路運送車両法に基づく検査、点検整備であることから、全車両において実施すべきものであり、評価に含めないことが適当である。

保守業務等の環境性能を評価するために、入札に当たって提案者に求める保守業務等の項目として、例えば、以下のような項目が考えられる。

- 法定点検以外の点検に係る内容(点検内容、頻度、燃費向上効果等)
- 消耗品の交換等に係る内容(交換等の対象及び基準、燃費向上効果等)

下表は、法定点検以外の点検に7点、消耗品の交換等に3点を与えた場合の具体的な評価方法例である。

<sup>8</sup> 日本自動車リース協会連合会(全許可事業者のリース車保有台数の93~94%を会員事業者が保有)調査によると、平成20年3月末現在の会員事業者のリース車保有台数に占めるメンテナンスリース契約の割合は、61.8%となっている。

評価項目例（配点）	評価方法例								
<p>法定点検以外の点検（7点）</p>	<p>提案されたエンジン、動力伝達装置、電気装置、タイヤ・ホイール等の点検内容、当該点検による想定される燃費の維持向上効果及び点検頻度について審査により評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジン洗浄、エンジン調整等による空燃費の改善の提案</li> <li>・潤滑系統洗浄（フラッシング）による燃費の改善、エンジン出力の向上の提案</li> <li>・電気系統（点火系統）の強化による燃費の改善の提案</li> <li>・タイヤ空気圧点検、タイヤのローテーションの提案 等</li> </ul> <p>【評価例】</p> <p>最も優れた提案に7点を与え、以下3点ずつ減点し、上位3位まで加点</p> <p>他の提案に比べ</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>最も優れている</td><td>: 7点</td></tr> <tr><td>2番目に優れている</td><td>: 4点</td></tr> <tr><td>3番目に優れている</td><td>: 1点</td></tr> <tr><td>それ以外</td><td>: 0点</td></tr> </table> <p><u>法定点検の内容と比較し、当該提案が法定点検よりどの程度優れているかという観点で審査することが考えられる。</u></p>	最も優れている	: 7点	2番目に優れている	: 4点	3番目に優れている	: 1点	それ以外	: 0点
最も優れている	: 7点								
2番目に優れている	: 4点								
3番目に優れている	: 1点								
それ以外	: 0点								
<p>消耗品の交換等（3点）</p>	<p>提案された消耗品（エンジンオイル、オイルフィルタ、エアエレメント、タイヤ等）の燃費向上効果及び交換頻度について審査により評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジンオイルの役割（潤滑、冷却、気密保持、清浄分散、防錆防食等）を踏まえた適切なオイルの選択及び交換頻度の提案</li> <li>・長期使用（リデュース・リユース）に配慮したオイルフィルタやエアエレメントの選択及び交換頻度の提案</li> <li>・プラグやプラグコードの適切な交換の提案</li> <li>・転がり抵抗の低いタイヤの選択、適切な交換の提案 等</li> </ul> <p><u>消耗品の交換に当たって不必要または過度な交換頻度の提案は環境負荷低減に逆行するため評価を下げる</u></p> <p>【評価例】</p> <p>最も優れた提案に3点を与え、以下1点ずつ減点し、上位3位まで加点</p> <p>他の提案に比べ</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>最も優れている</td><td>: 3点</td></tr> <tr><td>2番目に優れている</td><td>: 2点</td></tr> <tr><td>3番目に優れている</td><td>: 1点</td></tr> <tr><td>それ以外</td><td>: 0点</td></tr> </table>	最も優れている	: 3点	2番目に優れている	: 2点	3番目に優れている	: 1点	それ以外	: 0点
最も優れている	: 3点								
2番目に優れている	: 2点								
3番目に優れている	: 1点								
それ以外	: 0点								

提案内容の評価に当たっては、調達者の恣意を極力排除し、公正な評価を行うことが重要である。このため、評価を実施するための審査会を組織する。審査会には、提案内容の適切

な審査が可能な人員を適切なバランスで配ることが必要である。

2,000cc クラスのセダン（3ボックス型）ガソリン自動車の例

ア．目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

自動車の賃貸借契約を行う場合の具体的な評価値の算定例を示す。算定に当たっては、上記（2）の2,000ccクラス（概ね車両重量 1,2661,196kg 以上 1,51461,311kg 未満）のセダン（3ボックス型）のガソリン乗用車を3年間（36ヶ月）の賃貸借契約で調達する場合の仮定の例を示すこととする。

賃貸借の契約期間が3年の場合、加算点の満点を 5045 点 × 3/7 20点と設定し、次式により加算点を算出する。

$$\text{加算点} = 20 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \underline{41.717.2}}{\underline{29.632.6} - \underline{41.717.2}} \dots (\text{式}5)$$

試算対象となる自動車の仕様は、表 - 2 - 45 のとおりである。

表 - 2 - 45 試算の対象となる自動車

車名	排気量 <sup>1</sup> (cc)	車両重量 (kg)	燃費(10・15モード) (km/ℓ)	燃費(JC08モード) <sup>2</sup> (km/ℓ)	入札価格 <sup>3</sup> (千円)
A	<u>1,797</u>	<u>1,310</u>	-	<u>32.6</u>	<u>56.9</u>
B	<u>1,997</u>	<u>1,220</u>	<u>21.5</u>	<u>19.4(JC08換算使用)</u>	<u>51.0</u>
C <sup>4</sup>	<u>1,994</u>	<u>1,290</u>	<u>17.4</u>	<u>15.7(JC08換算使用)</u>	<u>50.2</u>
D	<u>1,496</u>	<u>1,200</u>	-	<u>23.2</u>	<u>57.8</u>
E	<u>1,997</u>	<u>1,310</u>	<u>20.0</u>	<u>18.0(JC08換算使用)</u>	<u>52.8</u>

1：車名A、Dはハイブリッド自動車であり、排気量は2,000ccクラスに該当しないが、動力性能から2,000ccクラス同等として扱う。

2：JC08モード燃費を公表していない車名(B・C・E)は10・15モードの燃費に0.9を乗じて設定している。

3：入札価格は3年(36ヶ月)のリース契約の月額リース料を想定している。

4：車名Cは経過措置の対象車であることから、グリーン購入法の判断の基準を満たしているが、10・15モード燃費値のJC08モード換算値が燃費基準値を下回っている。

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

車名A

標準点：100点 加算点：20点 × (32.6 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = 20点 式5

得点：100点 + 20点 = 120点

評価値：120点 / 56.9千円 = 2.109

車名B

標準点：100点 加算点：20点 × (19.4 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = 2.9点

得点：100点 + 2.9点 = 102.9点 評価値：102.9点 / 51.0千円 = 2.018

### 車名 C

標準点：100 点 加算点：20 点 × (15.7 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = -1.9 点

得点：100 点 - 1.9 点 = 98.1 点 評価値：98.1 点 / 50.2 千円 = 1.954

### 車名 D

標準点：100 点 加算点：20 点 × (23.2 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = 7.8 点

得点：100 点 + 7.8 点 = 107.8 点 評価値：107.8 点 / 57.8 千円 = 1.865

### 車名 E

標準点：100 点 加算点：20 点 × (18.0 - 17.2) / (32.6 - 17.2) = 1.0 点

得点：100 点 + 1.0 点 = 101 点 評価値：101 点 / 52.8 千円 = 1.913

評価値は、B > D > A > C > EA > B > C > E > D となり、評価値がもっとも高い車名 BA を提案した者と契約を結ぶことになる。

この例においては、結果として価格のもっとも安い高い車名 BA が選択されたが、価格が 2 番目に高い車名 D が評価値で 2 番目、価格がもっとも高い車名 AD が 3 番目の最低の評価値となっており、当然ながら、より価格に重きが置かれて本方式の適用は一定の有効性を示しているものと考えられる。

## イ．燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

燃費基準値を超えた改善部分に対して、燃費 1km/ℓ 当たり数点を加算する。

この場合についても、同様に賃貸借の契約期間に応じて燃費 1km/ℓ 当たりの加算点を変更する必要がある。例えば賃貸借の契約期間が 3 年の場合、燃費 1km/ℓ 当たりの加算点を 1 点として評価値を算定すると以下のとおりとなる。

### 車名 A

得点：100 点 + (32.6 - 17.2) × 1.0 点 = 115.4 点

評価値：115.4 点 / 56.9 千円 = 2.028

### 車名 B

得点：100 点 + (19.4 - 17.2) × 1.0 点 = 102.2 点

評価値：102.2 点 / 51.0 千円 = 2.004

### 車名 C

得点：100 点 + (15.7 - 17.2) × 1.0 点 = 98.5 点

評価値：98.5 点 / 50.2 千円 = 1.962

### 車名 D

得点：100 点 + (23.3 - 17.2) × 1.0 点 = 106 点

評価値：106 点 / 57.8 千円 = 1.834

### 車名 E

得点：100 点 + (18.0 - 17.2) × 1.0 点 = 100.8 点

評価値：100.8点 / 52.8千円 = **1.909**

評価値は、B>D>A>C>EA>B>C>E>D となり、評価値がもっとも高い車名 BA を提案した者と契約を結ぶことになる。

この例においても、上記アと同様に、本方式の適用が一定の有効性を示している。

#### ウ．保守業務等の環境価値を加算した場合

上記アの車名 A 及び B を例に、保守業務等を含めて評価した場合の加算点及び評価値を算定する。

算定に当たっての前提を以下のとおりとする。

- 保守業務等に係る加算点（保守業務点）の満点は 10 点
- 車名 A の保守業務点を 7 点（法定点検以外の点検 4 点、消耗品の交換等 3 点）
- 車名 B の保守業務点を 2 点（法定点検以外の点検 1 点、消耗品の交換等 1 点）
- 保守業務等に要する費用を車名 A 及び車名 B とともに月額 1 万円

$$\text{加算点} = 20 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \underline{44.717.2}}{\underline{29.632.6} - \underline{44.717.2}} + 3/7 \times \text{保守業務点} \quad \dots (式6)$$

この場合、契約期間を 3 年としているため、保守業務点にそれぞれ 3/7 を乗じる必要があり、車名 A の保守業務に係る加算点は  $3/7 \times 7 \text{点} = 3 \text{点}$ 、車名 B の保守業務に係る加算点は  $3/7 \times 2 \text{点} = 1 \text{点}$  となる。評価値を算定すると以下のとおり。

##### 車名 A

標準点：100 点

加算点：20 点  $\times (\underline{29.632.6} - \underline{44.717.2}) / (\underline{29.632.6} - \underline{44.717.2}) + 3 \text{点} = 23 \text{点}$

評価値：(100 点 + 23 点) / 86.766.9 千円 = **1.4191.839**

##### 車名 B

標準点：100 点

加算点：20 点  $\times (\underline{42.819.4} - \underline{44.717.2}) / (\underline{29.632.6} - \underline{44.717.2}) + 1 \text{点} = \underline{2.23.9} \text{点}$

評価値：(100 点 + 2.23.9 点) / 66.361.0 千円 = **1.5411.703**

## 2 - 4 燃費表示モードの移行

### (1) 燃費表示モード

自動車カタログの燃費表示は、2007年7月から従来の10・15モードと、新しいJC08モードが順次併記され、2011年4月からJC08モードへ順次切り替わることとなっている。また、2015年度において乗用車、軽貨物車及び軽量貨物車の燃費基準については、ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一区分として扱うことになる。

JC08モードの特徴として、10・15モードよりも実態に即した燃費値であることがあげられる。具体的には、車両により異なるものの、JC08モード燃費の方が10・15モード燃費よりも概ね1割程度低くなる傾向があるといわれている。このように、JC08モードを採用することにより、環境負荷量(CO<sub>2</sub>排出量)をより重視した評価となること、生涯費用の実態をより反映した見積もりが可能になることが期待される。

2011年4月以降、型式指定を受ける自動車については、JC08モード燃費を表示することになっており、2013年2月末までの燃費表示の移行期間については、10・15モードによる燃費とJC08モードによる燃費を比較する必要があるケースがある。この際、上記のJC08モード燃費の方が概ね1割程度低いという傾向は、過去に一部車種をサンプルとした調査による全体平均の値に基づくものであり、実際には個々の車両毎にばらつきが存在することに留意する必要がある。すなわち、客観性や公平性等の観点から厳密な議論が求められる制度においては、単純な換算係数を用いることは不適切と考えられる。一方、本制度においては、他の評価指標の設定方法も含め、調達者に一定の裁量判断が委ねられており、調達手続きの簡素化の観点から、一定の換算係数を用いることは許容されると考えられる。以上を踏まえ、10・15モードによる燃費とJC08モードによる燃費を比較する必要がある際には、10・15モードの燃費に0.9を乗じることでJC08モードの燃費とみなすこととする。

### (2) 経過措置に伴う加算点の扱い

グリーン購入法の特定調達品目の対象となる自動車については、総合評価落札方式において加算点を算定する場合に用いる燃費基準値は、当該自動車の燃料種及び車種に対応する区分ごとの燃費基準値としている。

一方、ガソリン乗用車(乗車定員10人以下の乗用自動車)又はガソリン小型貨物車(車両総重量2.5t以下に限る)のうち、JC08モード燃費値を有さない自動車については、平成23年度の判断の基準の+25%燃費値(10・15モード)を満たすことで、グリーン購入法の判断の基準を満たすものとみなす経過措置を2013年2月末まで設けている。このため、経過措置の対象となる自動車の10・15モード燃費値のJC08モード換算値が燃費基準値<sup>9</sup>を下回る場合も想定され、この場合は、算定した加算点が負の値(マイナス)となることに留意する必要がある。

<sup>9</sup> 燃費基準値は、当該自動車の車両重量区分に該当するJC08モード燃費基準値である。



## 2 - 5 標準的な手続とスケジュール

自動車の購入等に係る契約の標準的な手続とスケジュールは、以下のとおり。

入札公告から入札までの日数は約10日必要であること、入札公告時には、年間走行距離、供用期間、車両形式や排気量等の仕様、使用目的、要求性能等の入札条件を明示することに注意を要する。

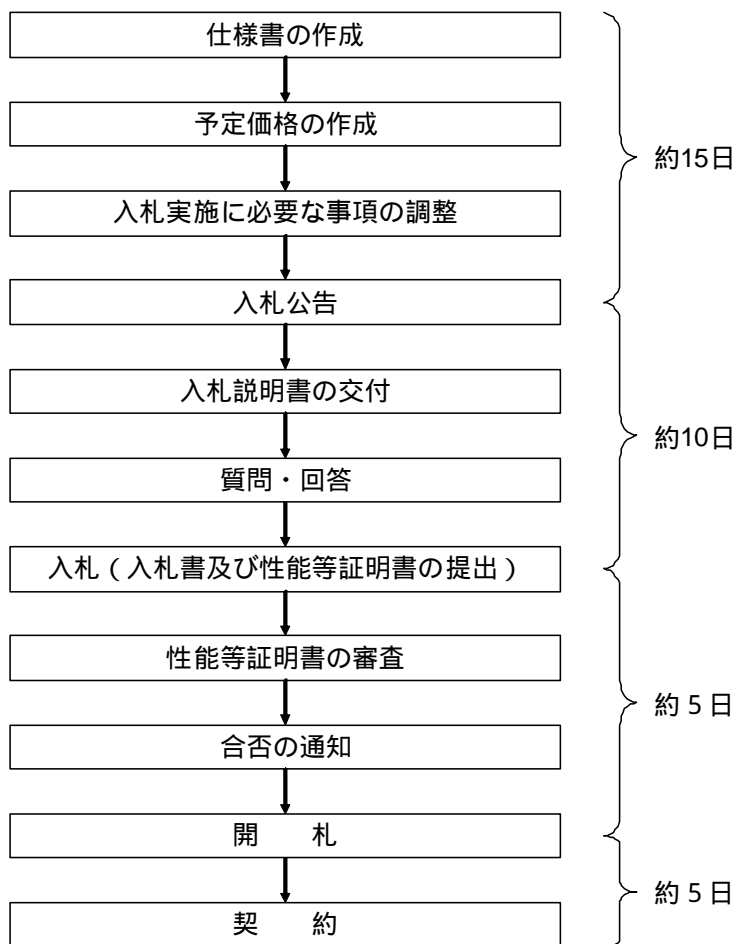


図 - 2 - 2 本契約方式による入札に係る手続

### 3. その他

調達者は、前項までの事項を踏まえた上で、次の点に留意しながら契約業務を行うものとする。基本的な事項は、以下のとおり。

- 公正な競争の確保のため、算定方式及び評価結果について情報公開を行う。
- 選定した自動車を購入等の後に適切な使用状況にあることを監視し、燃料使用量の削減を推進する。

## 資料編

総合評価落札方式による一般競争入札に付する事項（例）

入札公告時に入札条件として明示する事項の例（交換を含まない場合）を以下に示す。

資料表 総合評価方式による一般競争入札に付する事項の例

名称	自動車購入契約
購入物品の名称及び数量	乗用自動車（新車（未登録車に限る）） 1台
購入物品の特質等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 車体の形状：セダン</li><li>・ 総排気量：2,000cc クラス以上</li><li>・ 使用燃料：レギュラーガソリン</li><li>・ 駆動方式：四輪駆動</li><li>・ 変速機：ATまたはCVT</li><li>・ グリーン購入法により定められた自動車の判断の基準を満たすこと</li><li>・ 年間走行距離：10,000km とする</li><li>・ 供用期間：7年とする</li></ul> （その他詳細略）
納入期限	平成 2324 年 月 日
納入場所	省車庫
入札方法	総合評価落札方式による入札であること。 入札に当たっては、入札書と併せて、燃費などの環境性能を示した性能等証明書を提出すること。
落札者の決定方法	次の要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

グリーン購入法の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）【パブリックコメント中】

平成 24 年度以降の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）は、以下のとおり。なお、自動車の種類、構造等の定義、経過措置等の詳細については、同基本方針を参照のこと。

表 1 ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準値

区 分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg未満	22.5km/L以上	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	21.0km/L以上	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	20.8km/L以上	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	20.5km/L以上	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	18.7km/L以上	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	17.2km/L以上	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	15.8km/L以上	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	14.4km/L以上	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

表 2 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準値

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準値

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準値

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.23km/L以上	4.06km/L以上
車両総重量が 16t超		3.57km/L以上

表5 ガソリン小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準値

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上
	手 動 式	856kg以上		18.9km/L以上
		741kg未満		構造B
		741kg以上 856kg未満	18.0km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	17.2km/L以上	
	971kg以上	16.4km/L以上		
	手動式以外のもの	741kg未満	16.4km/L以上	
		741kg以上 856kg未満	16.0km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	15.4km/L以上	
971kg以上		14.7km/L以上		
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		18.5km/L以上
		1,081kg以上		17.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満	17.4km/L以上	
		1,081kg以上1,196kg未満	15.8km/L以上	
中量貨物車	手 動 式	1,196kg以上	構造A	14.7km/L以上
		1,311kg未満		14.2km/L以上
		1,311kg以上		13.3km/L以上
				12.7km/L以上

	手 動 式	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	10.6km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上
		1,761kg以上	構造B1	9.7km/L以上
			構造B2	8.9km/L以上
		1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上
			構造B2	10.5km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	9.6km/L以上	
		構造B2	8.9km/L以上	
	1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	9.4km/L以上	
		構造B2	8.6km/L以上	
	1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上	
	1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上	
	1,761kg以上1,871kg未満		8.8km/L以上	
	1,871kg以上		8.5km/L以上	

表6 ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準値

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上
		741kg以上		22.3km/L以上
	741kg未満	手動式以外のもの		23.0km/L以上
	741kg以上 856kg未満			21.6km/L以上
	856kg以上	20.8km/L以上		
	手 動 式	741kg未満		構造B
		741kg以上 856kg未満	19.8km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	18.9km/L以上	
		971kg以上	18.0km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		17.6km/L以上
		856kg以上 971kg未満		16.9km/L以上
	971kg以上	16.2km/L以上		

軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
中量貨物車	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
	2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上	
		構造B2	11.1km/L以上	
	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
1,991kg以上2,101kg未満		構造A又は構造B1	10.3km/L以上	
		構造B2	9.0km/L以上	
2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上		
	構造B2	8.8km/L以上		

表7 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準値

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上	
			構造B	13.3km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上	
			構造B	13.1km/L以上	
		828kg以上			12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
	構造B			12.7km/L以上	
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/L以上	
			構造B	12.1km/L以上	
	828kg以上			11.7km/L以上	
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上	
		1,016kg以上		12.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上	
		1,016kg以上		10.8km/L以上	
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上	
			構造B	9.6km/L以上	
		1,266kg以上1,516kg未満			8.4km/L以上
		1,516kg以上			7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上	
		1,266kg以上	構造B	8.8km/L以上	
			8.1km/L以上		

表8 トラック等（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準値

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	10.83km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	10.35km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	9.51km/L以上
	最大積載量が3t超	8.12km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.24km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		6.00km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		5.69km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		4.97km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.15km/L以上
車両総重量が 20t超		4.04km/L以上

表9 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準値

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.09km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.01km/L以上